

第1章 総則

1.1 目的

本要領は、山梨県**県土整備部**において道路設計に用いる各種の技術基準等（法令、**条例**、通達、指針等）の統一的な運用を図り、かつ設計に関する省力化を目的として編集されたものである。

この要領には、道路を設計する際に最低限必要となる標準的な技術基準等を示すとともに、これらを運用するに当たり本県としての見解が記してある。したがって、本要領を利用するに当たっては、各種の技術基準等が制定された背景や、それらが意図するところを的確に把握し、合理的な設計に努めなければならない。

また、本要領に定められていない技術、工法等については、その使用を制限するものではなく、新たに研究・開発された技術や工法については、その安定性・経済性などを十分検討のうえ、積極的に技術提案を行い、採用するよう努めなければならない。

1.2 適用の範囲

本要領は、山梨県**県土整備部**が所管する道路及び道路構造物の計画、設計、施工に適用する。本要領に記載されている事項は各種の技術基準等に優先するものとし、本要領に示されていない事項については、「道路構造令」、**「条例」**、「道路土工各指針」（日本道路協会）、及びその他各種の指針、通達、便覧、要領等によるものとする。

また、特殊な設計で特別な配慮を必要とする場合や、新技術、新工法による場合、その他この要領により難しい場合は、本要領によらないことができるものとする。

この条は、本要領における各章に共通する適用の範囲を明確にするために設けたものであり、各章で使用する具体的な指針名称、便覧名称等は、それぞれの記述を参照されたい。

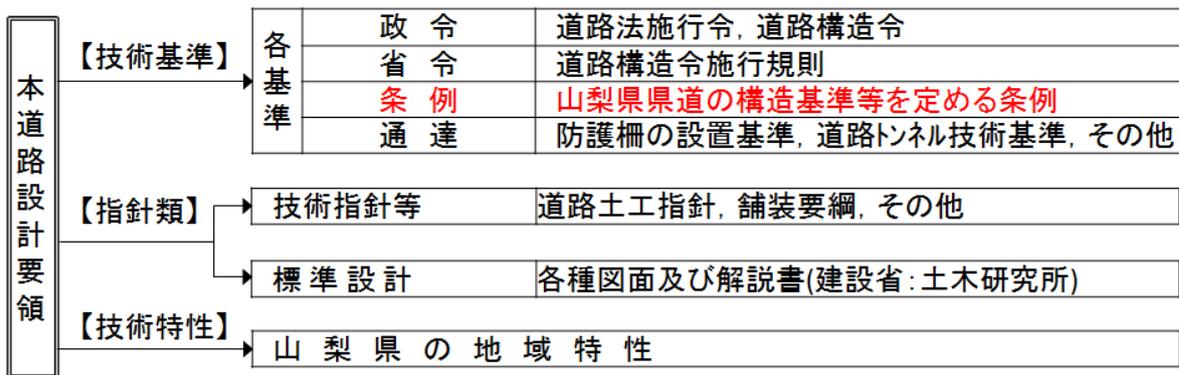


図-1.1.1 「本道路設計要領」の位置づけ

1. 3 注意事項

- ・本要領は、現時点における最新の各種技術基準や技術指針等を基に編集されているが、これら基準等の改訂が実施された場合は、それらを本要領に優先させるものとする。
- ・道路の構造の技術的基準は、国道にあつては、道路構造令によるものとし、県道にあつては、条例によるものとする。

平成 23 年、道路法の一部が改正され、高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、これまでどおり道路構造令で規定する。都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、「設計車両」、「建築限界」及び「橋・主要工作物の自動車荷重」は道路構造令で規定するが、それ以外の項目については、条例で規定することとなった。

この道路法の改正をうけ、平成 24 年 12 月、「山梨県県道の構造基準等を定める条例」を制定した。

1. 4 字句の意味

この要領の末尾に用いられている字句の意味は、表-1.1.1 に示すとおりとする。

表-1.1.1 末尾に置く字句の意味

末尾に置く字句	意 味 の 区 別
<p>……する。 ……するものとする。 ……とする。 ……によるものとする。 ……とおりにする。 ……しなければならない。</p>	<p>理論上または実際上の明確な根拠に基づく規定、または規格や取り扱いを統一する必要から設けた規定。 したがって、よほどはっきりした理由がない限り当該規定を犯してはならない。</p>
<p>……原則として……する。 ……を標準とする。</p>	<p>周囲の状況などによって一律に規制することはできないが、実用上の必要から設けた規定。したがって、規定の趣旨を逸脱しない範囲であれば、必ずしも当該規定に従う必要はない。</p>
<p>……するのがよい。 ……することが望ましい。</p>	<p>理論上または実際上は規定どおり実施してほしいが、簡易を旨とする仮設道路や工事用道路で、そこまで厳重に規制する必要はないと思われる規定。 したがって、とくに大きな支障がない限り、規定に従わなければならない。</p>
<p>……してもよい。 ……することができる。</p>	<p>(1) 本来、厳密な検討を行ったうえで設計するのがよいのはあるが、設計を簡単にすることを旨とするときの便宜上、簡便法を与えた規定。したがって、厳密な検討を行う場合には、それが当該規定に優先する。 (2) 規定がすべて安全側になるようにつくられているため、それをそのまま適用すると厳しすぎる場合、緩和するための規定。したがって、安全側にすぎることが明らかな場合には緩和規定によってよい。</p>

この条は、本要領に用いる末尾に置く語句の意味を明らかにして、適用上の疑義を防ために設けた。